

川崎市市制 100 周年記念事業実施計画策定等支援業務委託 仕様書

1 目的

川崎市は、令和 6 年 7 月 1 日に市制施行 100 周年を迎える。この歴史的な節目を、本市のこれまでのあゆみや歴史・文化を知り、これまで先人が積み重ねてきた功績や努力を讃える機会とするとともに、次の 100 年に向けて「あたらしい川崎」を生み出していくためのスタートラインとして、100 年後も多くの市民が豊かに暮らせるためのまちづくり、人づくりへとつなげていくことを目指している。

このために、「市制 100 周年記念事業」（以下「記念事業」という。）を実施し、その象徴的な事業として、令和 6 年度に「全国都市緑化かわさきフェア」（以下「緑化フェア」という。）を開催し、100 周年に係る記念事業と一体的な展開を図ることとしている。

これらを通じて、本市の発展を支えてきた「多様性」の価値をオール川崎市で改めて共有し、市民に「愛着」と「誇り」を持っていただく事業を実施するとともに、次の 100 年に引き継がれる新しい価値や文化の創造にもチャレンジをしていくものである。

本業務は、上記の位置付けのもとに本市が令和 4 年 3 月に策定する「川崎市市制 100 周年記念事業の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という）を踏まえ、記念事業の具体的な事業内容等を定める「川崎市市制 100 周年記念事業実施計画」（以下「実施計画」という。）の策定支援を行うとともに、その策定主体でありオール川崎市で記念事業を推進する組織となる実行委員会の立ち上げ及び運営支援等を行うものである。

2 業務履行期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日

3 業務内容

(1) 実施計画策定支援

本市が策定する「基本的な考え方」を踏まえ、次の事項に関して、本市及び実行委員会対して提案、助言等を行う。

- ア 緑化フェアを含む記念事業の全体コンセプト
- イ 市民・企業等全体を巻き込むしかけづくりの企画立案
- ウ ストーリー設定（期間のデザイン・テーマ編成等）の企画立案
- エ 広報戦略の企画立案
- オ 上記ア～エ及び実行委員会の実施結果を踏まえて、実施計画（案）を作成する。実施計画には、基本方針や実施体制、コンセプト、事業概要等を盛り込むものとする。

(2) 実行委員会の立ち上げ支援

行政、市民、企業、団体等のオール川崎市で記念事業を推進するために組織する実行委員会について、立ち上げ支援として次の事項を行う。なお、実行委員会の目的等は次のとおりである。

【実行委員会】

目的：市制 100 周年記念事業の実施及び運営の基本方針等の決定を決定し、事業を実施する。事業実施にあたっては、本市に集う多様な主体と協働・共創し、新たな発想や創意工夫を積極的に取り入れてアクションを進め、将来のよりよい文化につなげることを目指す。なお、令和 4 年 1 月時点では、緑化フェア実行委員会との合同の実行委員会を予定しており、「みどり」、「文化芸術」、「スポーツ」、「環境」などの分野において、テーマ別に取り組を推進していく予定である。

- ア 組織体制、構成員についての提案・助言
- イ 民間の資金や経営能力及び技術的能力等を最大限に活用した事業スキームの検討
- ウ 実行委員会参画に向けた企業、各種団体等へのアプローチ、渉外活動
- エ 一体感を醸成し、意見を引き出す運営手法の提案・助言

(3) 実行委員会の運営支援

(2) で立ち上げた実行委員会の運営支援として、次の事項を行う。

なお、本業務の履行期間内に 10 回程度の開催を予定している。

- ア 会議に付議する資料の作成補助
- イ 会議への出席
- ウ 会議における提案、助言
- エ 会議の議事録の作成
- オ 記念事業実施に向けた各種団体・企業へのアプローチ、渉外活動
- カ 実行委員会への協賛金の集金方法についての提案、助言
- キ 実行委員会 WEB サイトの構築・運用についての提案、助言
- ク 機運醸成に向けたイベント等の企画提案、運営支援
- ケ 機材や消耗品の調達費、会場借上料など会議開催に係る業務に必要な経費が生じる場合は、受注者の負担とする。事業実施に係る費用については、別途協議するものとする。

(4) 市制 100 周年 P R 広報物等の企画・制作及び P R 活動

ア 市制 100 周年の機運を市民や企業、団体等に醸成するためのポスターなどの P R 広報物等の企画・制作を行う（各区 1 種、合計 7 種）。企画・制作にあたっては、本市のブランドメッセージ「Colors, Future! いろいろって、未来。」の理念を尊重するとともに、各区の特色を踏まえるものとする。

※ブランドメッセージについては以下のホームページを参照。

<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000078324.html>

- (ア) 受注者は、P R 広報物等のコンセプト及びテーマの企画立案を行う。
- (イ) 受注者は、コンセプト及びテーマに基づいた広報物等の設計を行う。
- (ウ) 受注者は、P R 広報物等の設計に基づき、制作スケジュールを策定し、進捗管理を行う。

- (エ) 受注者は、制作スケジュールに基づき、PR広報物等の制作及び納品を行う。
- イ PR広報物等を活用したPR活動を行うこと。
- (ア) 受注者は、PR用広報物等のコンセプト及びテーマの企画立案の段階から、効果的なPR活動の方針及び実施手法等を併せて企画提案する。
- (イ) 受注者は、広報物等の制作スケジュールと併せて、PR計画を策定する。
- (ウ) 受注者は、発注者と協議の上、決定したPR計画に基づき、PR活動に必要な資料及び媒体等の準備、調整を行う。

(5) 市制 100 周年記念事業のパブリシティ活動

- ア 令和 6 年に市制 100 周年を迎えるにあたり、機運を高めるための効果的なプロモーション手法を提案し、戦略的なパブリシティ活動を実施すること。
- イ ファクトブック等の作成及び各種メディアへの配信等の取材誘致活動を行うこと。

4 他の事業との連携

本業務の遂行にあたっては、「令和 4 年度シティプロモーション推進業務委託」及び全国都市緑化かわさきフェアのプロモーションに係る業務委託の受託者と密に情報共有しながら、一体となって業務を進めていくものとする。

5 成果物

(1) 実施計画 (案)

- ア 印刷物 (3 部)
- イ 電子データ一式 (Word 形式及び PDF 形式)
- ウ 作成にあたっては、発注者と協議のうえ行うこと
- エ 実施計画 (素案) を令和 4 年 10 月末日まで、実施計画 (案) を令和 5 年 2 月末日までに納品する。

(2) 会議資料等

発注者が指定する期日までに納品する。

(3) 議事録

電子媒体により会議等終了後、1 週間以内に納品する。

(4) PR 広報物等

発注者が指定する期日までに納品する。

(5) 事業実施報告書

事業完了後、事業実施報告書を提出する (印刷物 3 部及び電子データ)。

6 打合せ

本業務の実施にかかる打合せを、随時発注者とする。

7 成果品の帰属

- (1) 受注者及び作成者は、本件業務委託において作成された成果物に関する一切の著作権（著作権法27条および28条の権利を含む。）を、当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- (2) 受注者および作成者は、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) (1)に定める著作権譲渡の効果は、納品時から発生するものとする。
- (4) 発注者は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物等の内容を受注者及び作成者の承諾なく自由に公表することができ、当該成果物等の利用目的実現のためにその内容を改変することができる。

8 その他

- (1) 本業務に必要な経費は受注者の負担とする。
- (2) 本業務に疑義等が生じた場合は、事務局と協議する。